

令和4年分年末調整に関する変更点と電子化について

今年も残り2ヶ月となり、年末調整の季節になりました。

令和4年の変更点と年々整備が進められている年末調整の電子化にお伝えしていきます。

主な年末調整の申告書

申告書類名	提出が必要な人
給与所得者の扶養控除等（異動）申告書	年末調整の対象となるすべての人。
給与所得者の保険料控除申告書	生命保険料控除や地震保険料控除などを受ける人。
給与所得者の基礎控除申告書（ ）	年末調整の対象となるすべての人。
給与所得者の配偶者控除等申告書（ ）	生計を一にする配偶者があり、配偶者控除又は配偶者特別控除を受ける人。
所得金額調整控除申告書（ ）	給与収入850万円超で、本人・同一生計配偶者・扶養親族の誰かが特別障害者か、扶養親族が23歳未満の人。
給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書	住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の適用2年目以降の人。

令和4年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

～記載に当たってのご注意～

- 「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書」については、次の場合に記入してください。
 - ① あなたの本年分の合計所得金額が95万円以下で、かつ、配偶者の本年分の合計所得金額が95万円以下である場合は、「基礎控除申告書」。
 - ② あなたの本年分の合計所得金額が95万円以下である場合は、「基礎控除申告書」。
 - ③ あなたの本年分の合計所得金額が95万円以下である場合は、「基礎控除申告書」。
- 「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整の適用を受けようとする場合に記入してください。なお、あなたの本年分の所得調整の対象となる給与の収入金額が95万円以下である場合は「所得金額調整控除申告書」の「所得」欄を記入しなくても構いません。所得金額調整の適用を受けることができます。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

「配偶者の控除」の区分1、欄については、「基礎控除申告書」の「区分1」欄を参照してください。

「基礎控除申告書」の「区分1」欄が「配偶者控除等申告書」の「区分1」欄に該当しない場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができます。

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

あなたの本年分の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得		
(2) 雑所得		
合計		

基礎控除の額

①	950万円超 1,000万円以下	48万円
②	1,000万円超 2,400万円以下	32万円
③	2,400万円超 2,800万円以下	32万円
④	2,800万円超 3,000万円以下	36万円

◆ 配偶者の本年分の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得		
(2) 雑所得		
合計		

配偶者の控除の額

区分	控除の額
①	48万円
②	32万円
③	32万円
④	36万円
合計	

給与所得者の配偶者控除等申告書

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆

あなたの本年分の所得調整の対象となる給与の収入金額が95万円以下の場合は、記入する必要はありません。

① 年末調整において所得調整の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを行い、その項目に応じて「所得調整額」欄及び「特別障害者」欄にその該当する者について記載してください。該当する者がいない場合は、いずれも「要件」欄の該当する項目にチェックを行わずに、「所得調整額」欄及び「特別障害者」欄にその該当する者について記載してください。

② 所得調整額が0円の場合は、「所得調整額」欄に「0」と記入してください。

③ 所得調整額が0円の場合は、「所得調整額」欄に「0」と記入してください。

◆ 所得金額調整控除申告書

所得調整の種類	所得調整額
① 所得調整額が0円の場合	0円
② 所得調整額が0円以外の場合	
合計	

※マークの項目は、国税庁が提供している申告書1枚にまとめられています！



令和4年7月末調整の電子化対応が進む

令和4年の年末調整から、社会保険料控除証明書と、小規模企業共済等掛金控除証明書の電子データによる提出が可能となる改正がされています。

また、生命保険会社や損害保険会社によっては、今年の年末調整から新たに保険料控除証明書の電子データによる提出に対応している場合があります。

年末調整の電子化にはソフトウェアの導入など準備が必要となりますが、以下のようなメリットがあります。

- ◆ 控除証明書等を電子データで提出することで、記入や計算が自動化され、手間やミスの削減につながる。
- ◆ 控除額の検算や控除証明書との突き合わせなど、各種の確認作業が不要になる。



年末調整の電子化については、年々整備が進められています。マイナンバーカードを取得し、マイナンバーポータルと連携させて各種控除証明書を電子データで提出してもらうなど、従業員にも積極的に情報を発信していきましょう。

非居住者である扶養親族にかかる扶養控除に関する影響

令和4年度税制改正により、30歳以上70歳未満の非居住者で、次の～に掲げる場合のいずれにも該当しない人は、令和5年1月1日以降、扶養控除の対象となる扶養親族の範囲から除外されます。

- ① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
- ② 障害者
- ③ 扶養控除の適用を受けようとする居住者から、その年において、生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者



税務署から書類が届いたら早めに従業員に配布し、記入方法や添付書類をお伝えください。

当事務所でもスムーズに年末調整ができるようサポートしてまいります。ご不明な点等ございましたら担当者にご相談ください。